開庁時間の変更に伴う時間外勤務の削減目標等について

## 【時間外勤務の削減】

開庁時間の変更を契機として、<u>窓口担当だけでなく全庁的に</u>時間外勤務の削減に取り組むこととし、以下を目標とします。(令和6年度比)

- 第1段階(9時~17時) 令和8年1月~全庁で約5%の時間外勤務削減
- 第2段階(9時~16時) 令和8年10月~全庁で約10%の時間外勤務削減

## 【財政効果額】

第2段階(令和8年10月)以降、時間外勤務手当を含む人件費等「年間2,000万円」以上の削減を目標とします。

## 【短縮時間を活用した業務改善】

- 第1段階は、時間外作業の勤務時間内へのシフト、事務手順の見直し、 朝会・夕会による情報共有、執務室・窓口の整理整頓・環境美化 など
- 第2段階は、所属内面談、政策立案のための意見交換会、定例会議、 DXの視点での業務見直し など
- 各段階で、各課が実施している好取組を収集し、水平展開することで、 全庁的な業務改善を図ります。